

兵庫県公報

平成26年 6月30日 月曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

病院局管理規程 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	ページ 1
--	----------

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年 6月30日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第9号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第40条第5項第3号中「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」を「職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例」に改め、「自己啓発等休業をした期間」の右に「、同条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をした期間」を加える。

附 則

この管理規程は、平成26年 7月 1日から施行する。